

# 南房総市企業誘致及び雇用促進に関する条例

事業所等を新設又は増設する事業者を設備投資、雇用の両面から各種奨励金により支援します。

## ■対象業種

以下の業種を営む者が対象となります。

(日本標準産業分類)  
A-農業、林業 01農業 011耕種農業 ※植物工場  
E-製造業  
G-情報通信業 39情報サービス業  
H-運輸業、郵便業 44道路貨物運送業  
L-学術研究、専門・技術サービス業 71学術・開発研究機関 711自然科学研究所  
M-宿泊業、飲食サービス業 75宿泊業 751旅館、ホテル  
O-教育、学習支援業 81学校教育 816高等教育機関 817専修学校、各種学校  
※その他市長が特に認めたもの

## ■要件

事業所等を新設又は増設する事業者で、以下の要件のいずれにも該当すること。

- (1) 投下固定資産総額が1億円以上(中小企業者3,000万円以上) ※土地・建物・償却資産への投資
- (2) 新規常用雇用者のうち、当該雇用の日前1年以上引き続き市内に住所を有している者が10人以上(中小企業者3人以上)
- (3) 全従業員数のうち常用雇用者の割合が2分の1以上  
※常用雇用者：雇用契約に期間の定めがなく、雇用保険の被保険者である従業員
- (4) 公害を防止する適切な措置が講じられていること

## ■各種奨励金

各種奨励金により事業者を支援いたします。

1. 立地奨励金  
◆奨励金の額：固定資産税相当額(不均一課税事業者は不均一課税後の額を限度)  
◆交付期間：5年間
2. 雇用促進奨励金  
◆奨励金の額：新規雇用者1人につき60万円(総額3,000万円を限度)  
◆交付回数：1年を経過後1回限り
3. 雇用促進奨励金の特例  
◆常用雇用者の割合が2分の1以上の要件を満たしていなかった事業所が4年以内に当該要件を満たした場合  
◆奨励金の額：新規雇用者1人につき60万円(総額3,000万円を限度)  
◆交付回数：1年を経過後1回限り
4. 環境推進奨励金  
◆新エネルギー利用施設を設置し、国又はそれに準じる機関から補助を受けて設置したとき  
◆奨励金の額当該補助の算定基準額の10分の1に相当する額を交付する。(総額500万円を限度)  
◆交付回数：1年を経過後1回限り

※着手前に申請が必要です。事業計画が決定した段階でご相談下さい。

※提出書類の詳細、書類の記入方法など、お気軽にご相談ください。